

次期レッドリスト・ブルーリストの改訂方針(案)について

1. レッドリスト・ブルーリストの改訂

近年の**地球温暖化、気候変動による野生動植物への影響**を鑑み、令和元年度から令和3年度に実施した自然情報調査の結果に基づき、平成26年度に作成した現行のリストを改訂する。

2. 改訂の目的

市民に対し、**自然環境を保全することの大切さ**とともに**生物多様性、SDGs への理解**を深めることを目的とする。(資料2-4 参照)

3. 改訂方法

令和3年6月23日の本委員会における審議(資料2-5 参照)を踏まえて、次のとおりとする。

(1) 各分類群のレッドリスト、ブルーリストの選定基準等は大きく変更しない。

レッドリスト選定基準(7基準)

- ・分布限界…北限や南限など、生育・生息地が分布の限界になっている。
- ・環境改変…各種開発行為、あるいは放置により、生育・生息環境が減少・消失している。
- ・外来種の影響…外来種による捕食や生育・生息環境の競合により、個体数が減少している。 など

ブルーリスト選定基準(1基準)

- ・本来、市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した生物

(2) 各分類群のカテゴリ定義の選定基準等は大きく変更しない。

レッドリスト(岐阜県に準拠し6区分としている)

- ・絶滅
- ・野生絶滅
- ・絶滅危惧Ⅰ類
- ・絶滅危惧Ⅱ類
- ・準絶滅危惧
- ・情報不足

ブルーリスト

- ・侵入ランクA…市内に広範囲に分布・定着しているもの
- ・侵入ランクB…市内への分布は局所的であるもの
- ・侵入ランクC…市内への侵入は初期段階もしくは未定着のもの

(3) 分類群ごとの評価対象種の基本的条件や選定レベル感の調整を行う。

※選定後の調整は困難なため、改定作業の初期段階での調整を要する。

(4) 分類群ごとにリスト案を選定(調査部会)

(5) 分類群ごとのリスト案を取りまとめ、全体的な評価対象種の基本的条件、選定レベルを調整 (検討委員会)

4. 改訂リストの内容の見直し

- ・「序論」として、本市の自然環境、及び近年の自然環境や動植物の変化について、その概要を盛り込む。
- ・分類群ごとに、その生息状況等について、全体的な考察を示す。
- ・わかりやすく、見やすい構成とする。
- ・このリストの活用方法や、本市の自然環境に触れあうことができる場所や方法について示す。
- ・リストの「概要版」を充実する。